

## ごみ処理広域化に関する基本合意書の締結について

八戸市、三戸町、田子町、南部町、階上町の5市町は、三八広域ブロック5市町の区域内における一般廃棄物について、中長期的なごみ処理の安定性確保と財政負担の軽減を図るため、令和6年2月に設置した三八広域ブロックごみ処理広域化会議において、新たに5市町共同でごみ処理を実施する方針を固めたことから、本年5月26日に基本合意書を締結したものの。

### 1. 協議の実施状況

広域化の期日や運営主体、施設の設置、経費の負担割合など、全62項目について協議した。

約2年間の会議開催状況			計
ごみ処理広域化会議 (首長会議)	幹事会 (関係課長等)	担当者会議 (ごみ処理担当者等)	
9回	10回(臨時会含む)	17回	36回

### 2. 基本合意の主な内容

1	広域化の期日	・令和19年度を目途に新たな広域の枠組みによるごみ処理を実施する。
2	運営主体及び共同処理する事務	・八戸地域広域市町村圏事務組合において、新たなごみ処理施設及び中継施設(※)の設置及び管理を行う。 〔※中継施設は、主に三戸町・田子町で収集された家庭ごみ等を小型車から大型車へ積み替え、遠隔地にあるごみ処理施設まで効率的に運ぶための施設で、広域化に伴い新たに設置するもの。〕
3	施設の設置	・新たに設置する施設は、ごみ処理施設(八戸清掃工場隣接地)及び可燃ごみ中継施設(三戸地区クリーンセンター隣接地)とする。 ・不燃ごみ等その他の廃棄物の中継施設は、三戸地区環境整備事務組合の所有する既存の飛灰一時保管庫及び資源物ストックヤードを活用する。
4	経費の負担割合	①新たなごみ処理施設 新たなごみ処理施設の管理運営費及び建設費に係る負担金の算定方法は、ごみの処理量(搬入量)に応じて5市町が負担する「ごみ処理量割100%」とする。 ②中継施設 中継施設の管理運営費及び建設費に係る負担金の算定方法は、施設利用の有無や新たなごみ処理施設の立地、構成市町の人口規模を考慮し、「利用割50%、人口割50%」とする。
5	財産管理 (動産・不動産)	①各組合が広域化の際現に管理している既存財産 広域化後も引き続き各組合が管理・処分する。また、当該財産の管理・処分に係る財政負担は、各組合の広域化前の構成団体が負担する。 ②広域化に伴い新たに取得・管理する財産 広域化に伴う新たな枠組みの5市町を構成団体とする八戸広域市町村圏事務組合において取得・管理することとし、取得開始以降の経費に係る財政負担は、5市町が負担する。
6	一般廃棄物の処分手数料	・令和11年度末を目途に適切な処分手数料のあり方を検討し、令和12年度の条例改正を目指す。

### 3. 住民や事業者への影響

#### (1) 家庭ごみの出し方

住民生活における家庭ごみの出し方や収集日は統一せず、現状どおり自治体毎に決定する。

#### (2) ごみの搬入先〔家庭ごみ（委託収集・持ち込み）・事業ごみ（持ち込み）〕

八戸市、階上町、南部町は、八戸市の新たなごみ処理施設へ搬入し、三戸町、田子町のごみは三戸町の中継施設へ搬入する。

なお、南部町住民の持ち込みによる家庭ごみは、中継施設へも搬入可能とする。

### 4. 自治体ごとの負担割合（試算）

協議結果に基づき、現時点で試算した自治体ごとの負担割合は以下のとおり。

#### (1) 新たなごみ処理施設（管理運営費・建設費共通）

	R3～R5年度ごみ処理量 (資源物・災害ごみ除く)	負担割合
八戸市	209,861.83 t	84.68%
三戸町	9,643.76 t	3.89%
田子町	4,703.20 t	1.90%
南部町	13,981.28 t	5.64%
階上町	9,642.01 t	3.89%
計	247,832.08 t	100.00%

※「ごみ処理量割」に使用のごみ処理量（搬入量）

⇒適用年度の前々年度までの過去3か年のごみ処理量（資源物及び災害ごみを除く）

#### (2) 中継施設（管理運営費※・建設費）

	利用割50%		人口割50%	
	R3～R5年度 ごみ処理量 (資源・災害除く)	負担割合	R2年 国勢調査人口	負担割合
八戸市	—	—	223,415人	41.71%
三戸町	9,643.76 t	33.61%	9,082人	1.70%
田子町	4,703.20 t	16.39%	4,968人	0.93%
南部町	—	—	16,809人	3.14%
階上町	—	—	13,496人	2.52%
計	14,346.96 t	50.00%	267,770人	50.00%

※「利用割」に使用のごみ処理量（搬入量）

⇒適用年度の前々年度までの過去3か年のごみ処理量（資源物及び災害ごみを除く）

「人口割」に使用する人口

⇒最新の国勢調査人口。

※ 管理運営費の「利用割」は、利用団体がごみ処理量に応じて負担することとしているため、三戸町と田子町の2町固定ではなく、処理実績に応じて変動する。

## 5. 広域化の財政効果額（試算）

ごみ処理広域化に伴う財政効果額は、管理運営費（25年間の合計額）と建設費の実質負担額の合計で57.5億円となり、自治体ごとの効果額は以下のとおり。

### （1）管理運営費（25年間の合計額）

区 分	広域化しない	広域化する			広域化 効果額
	八戸組合444億円 三戸組合 84億円	本体施設 ごみ処理量割 100%	中継施設 利用割50% 人口割50%	合計 (本体+中継)	
	A	a	b	B (a + b)	
八戸市	408.83億円	390.38億円	7.72億円	398.10億円	△10.73億円
三戸町	32.63億円	17.93億円	6.53億円	24.46億円	△8.17億円
田子町	16.58億円	8.76億円	3.20億円	11.96億円	△4.62億円
南部町	45.27億円	26.00億円	0.58億円	26.58億円	△18.69億円
階上町	24.69億円	17.93億円	0.47億円	18.40億円	△6.29億円
計	528.00億円	461.00億円	18.50億円	479.50億円	△48.50億円

### （2）建設費（実質負担額）

区 分	広域化しない	広域化する			広域化 効果額
	八戸組合177億円 三戸組合 22億円	本体施設 ごみ処理量割 100%	中継施設 利用割50% 人口割50%	合計 (本体+中継)	
	A'	a'	b'	B' (a' + b')	
八戸市	166.54億円	158.36億円	1.25億円	159.61億円	△6.93億円
三戸町	8.55億円	7.27億円	1.06億円	8.33億円	△0.22億円
田子町	4.34億円	3.55億円	0.52億円	4.07億円	△0.27億円
南部町	11.76億円	10.55億円	0.09億円	10.64億円	△1.12億円
階上町	7.81億円	7.27億円	0.08億円	7.35億円	△0.46億円
計	199.00億円	187.00億円	3.00億円	190.00億円	△9.00億円

※今後、物価高騰の影響等により事業費の変動があり得る。

## 6. 今後のスケジュール

令和8年6月～

組合規約の変更手続き

(市議会で規約変更の議決、県知事の許可申請等)

令和9年8月以降

組合負担金条例の改正手続き

